京都市告示第242号

地方税法第20条の5の2第1項及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法等に基づく申告等(同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する行為をいう。)の期限の延長(令和6年1月19日京都市告示第567号)において別途市長が定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所(法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、主たる事務所又は事業所)を有する者に係るもの及び当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地がある特別徴収義務者に係るもの(当該地域に所在する事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。)については、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とします。

令和6年6月26日

京都市長 松井 孝治

都道府県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

(行財政局税務部税制課)